

平成30年 No.23

○東京学芸大学基金管理運営規程の一部を改正する規程

改正理由

東京学芸大学基金会議に基金獲得推進チームを設置することに伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成30年 7 月 4 日 基金会議・役員会 審議・承認

.

東京学芸大学基金管理運営規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成30年 7 月 5 日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成30年規程第18号

東京学芸大学基金管理運営規程の一部を改正する規程

東京学芸大学基金管理運営規程（平成24年規程第 8 号）の一部について，別紙新旧
対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学基金管理運営規程の一部改正について

改正理由：東京学芸大学基金会議に基金獲得推進チームを設置することに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （東京学芸大学基金会議） 第8条 基金の管理運営に関する次の事項を審議するため、国立大学法人東京学芸大学基金会議（以下「基金会議」という。）を置く。 (1) 基金の運営に関する事項 (2) 委員の選任に関する事項 (3) 事業計画及び資金に関する事項 (4) 規程の改正に関する事項 (5) その他基金に関し必要な事項 2 基金会議の委員は、次の者で構成する。 (1) 学長 (2) 理事 (3) 副学長 (4) 事務局長 (5) 総務部長 (6) 財務施設部長 (7) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名 <u>3 基金会議に、必要に応じて基金獲得推進チームを置くことができる。基金獲得推進チームに関する事項は、別に定める。</u> 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成30年7月5日から施行する。</u>	〔省略〕 （東京学芸大学基金会議） 第8条 基金の管理運営に関する次の事項を審議するため、国立大学法人東京学芸大学基金会議（以下「基金会議」という。）を置く。 (1) 基金の運営に関する事項 (2) 委員の選任に関する事項 (3) 事業計画及び資金に関する事項 (4) 規程の改正に関する事項 (5) その他基金に関し必要な事項 2 基金会議の委員は、次の者で構成する。 (1) 学長 (2) 理事 (3) 副学長 (4) 事務局長 (5) 総務部長 (6) 財務施設部長 (7) その他必要に応じて学長が委嘱する者 若干名 〔省略〕